

2日監第122号
令和2年11月30日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市監査委員 浅岡 勇夫
日進市監査委員 永野 雅則

財政援助団体等監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を提出します。

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

公益社団法人 日進市シルバー人材センター

[所管部局] 健康福祉部 地域福祉課

[団体種別] 補助金交付団体・公の施設の指定管理者

第3 監査の期間

対象期間 平成31年4月1日から令和2年8月31日まで

実施機関 令和2年8月14日から令和2年10月23日まで

第4 監査の着眼点

1 財政援助に係ること

(1) 財政援助団体等

ア 補助金等交付関係書類は適切に処理されているか。

イ 出納関係帳票は適正に処理されているか。

ウ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

エ 補助金対象事業は、補助の目的に沿って適切かつ効率的か。

オ 補助金関係書類は、所管課の記録と符合しているか。

(2) 所管課

ア 補助金交付要綱等により、補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容が明確か。

イ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適切か。

ウ 実績報告書等により、補助金等の履行確認を適切に行っているか。

エ 補助事業に関する団体への指導監督は適切か。

2 指定管理者に係ること

(1) 指定管理者

ア 協定等に基づく業務の実施は適切に行われているか。

イ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正に処理されているか。

ウ 事業報告書等は、適切に作成されているか。

- エ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規定等の諸規定は整備されているか。
- オ 利用者への安全確保や、備品の管理は適切か。

(2) 所管課

- ア 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- イ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適切か。
- エ 事業報告書の点検は適切に行っているか。
- オ 指定管理者に対する指導監督は適切か。

第5 監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施しました。

監査においては、「第4 監査の着眼点」に記載されている事項について、関係職員からの説明聴取及び関係書類の閲覧等の監査手続を実施しております。

第6 監査の結果

公益社団法人日進市シルバー人材センターに対し、市から交付された補助金及び公の施設の指定管理者に関する事務について、関係書類を抽出して審査したところ、概ね適正に事業が運営されていると認められました。

しかし、事務処理に関しては、改善を要するものが見受けられましたので、今後の事務の執行にあたっては、これらに注意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるよう要望します。

〈地域福祉課〉

[要望]

- ① 高齢者生きがい活動センター指定管理に関する基本協定書等について、実情に合った適正な記載内容となるよう見直しされたい。

第7 団体の概要等

1 団体の概要

- (1) 団体の名称 公益社団法人日進市シルバー人材センター
- (2) 団体の住所 日進市蟹甲町池下267番地
- (3) 団体の目的

日進市シルバー人材センターは、定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉

の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会作りに寄与することを目的としている。

(4) 会員数 (令和2年3月31日現在)

519名

(5) 役員数

会長1名、副会長1名、理事16名、相談役5名、顧問1名、監事2名

(6) 職員数

職員5名、臨時職員5名

2 補助金の状況

(1) 補助事業

- ① 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- ② 高齢者の就業に関する調査研究
- ③ 高齢者の就業に関する相談
- ④ 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のための当該就業の機会の確保及び組織的提供
- ⑤ 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- ⑥ その他目的を達成するために必要な事業の実施

(2) 補助対象経費

職員5名分の人件費及び関連経費

(3) 補助金額

令和元年度補助金交付金額 30,317,884円

令和2年度補助金申請金額 30,712,000円

3 指定管理の内容

(1) 日進市高齢者生きがい活動センターの指定管理内容

- ①所在地 日進市蟹甲町池下267番地
- ②施設の概要 鉄筋造2階建 616.70㎡
- ③指定管理期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
- ④指定管理者が行う業務

ア 日進市高齢者生きがい活動センター条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務

- ・ 就業の情報収集及び提供
 - ・ 教養の向上及びレクリエーション
 - ・ 健康の相談及び指導
 - ・ 高齢者と地域社会との交流
- イ 施設等の維持、管理及び修繕に関する業務
- ウ 施設等の利用の許可に関する業務
- エ 上記に掲げるもののほか市長が必要と認める業務

⑤指定管理料

令和元年度の指定管理料 決算額 3,818,926 円

令和2年度の指定管理料 予算額 4,190,000 円

⑥収支状況

(単位:円)

区 分	令和元年度 (決算額)	令和2年度 (予算額)
収入総額	3,818,926	4,190,000
指定管理料	3,818,926	4,190,000
支出総額	3,637,230	4,190,000
人件費	780,415	826,000
消耗品費	37,249	95,000
光熱水費	421,341	426,000
修繕費	641,926	990,000
通信運搬費	35,970	37,000
委託料	1,645,773	1,740,000
賃借料	74,556	76,000
収支差額	181,696	0